

社会福祉法人福島県福祉事業協会定款

第 1 章 総 則

(目的)

第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又は、その有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

- 1 第1種社会福祉事業
 - (1) 障害児入所施設の経営
 - (2) 障害者支援施設の経営
- 2 第2種社会福祉事業
 - (1) 障害福祉サービス事業の経営
 - (2) 障害児通所支援事業の経営
 - (3) 障害児相談支援事業の経営
 - (4) 特定相談支援事業の経営
 - (5) 一般相談支援事業の経営
 - (6) 生活困難者に対する相談支援事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人福島県福祉事業協会という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

- 2 この法人は、地域社会に貢献する取組として日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者を支援するため無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を福島県双葉郡富岡町大字大菅字蛇谷須79番地に置く。

- 2 前項のほか、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故による避難のため、仮の事務所を福島県田村市船引町船引字上中田33番地1に置く。

第 2 章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に、評議員 7名以上9名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は監事2名、事務局員1名、外部委員2名の合計5名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 理事会は、選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第7条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者(租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。)の合計数が、評議員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。
- 3 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

(評議員の報酬等)

第9条 評議員に対して、評議員会1回の出席について30,000円の額を報酬として支給することができる。ただし、評議員1人あたりの各年度総額が150,000円を超えない範囲とする。

(評議員に対する費用弁償等)

第10条 評議員に対して、旅費交通費等の費用を、別に定める費用弁償に関する規程により、支給することができる。

第 3 章 評議員会

(構成)

第11条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第12条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 事業計画及び収支予算の承認
- (5) 臨機の措置(予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄)
- (6) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
- (7) 定款の変更
- (8) 解散
- (9) 残余財産の処分
- (10) 基本財産の処分
- (11) 社会福祉充実計画の承認
- (12) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 評議員会の議長は、評議員会において出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第16条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第18条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を指示したときは、評議員の決議があったものとみなす。

(議事録)

第17条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が議事録に記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の数)

第18条 この法人には次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上8名以内
 - (2) 監事 2名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
 - 3 理事長以外の理事のうち、複数の業務執行理事をおくことができる。

(役員を選任)

第19条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員資格)

第20条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、3箇月に1回以上自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監事報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 理事又は監事は、第18条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

(役員解任)

第24条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第25条 理事及び監事に対して、評議員会において、前年度決算状況等をふまえて、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員に対する費用弁償等)

第26条 役員に対して、旅費交通費等の費用を、別に定める費用弁償に関する規程により、支給することができる。

(職員)

第27条 この法人に職員を置く。

- 2 この法人の設置運営する施設の長及びその他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第 5 章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(開催)

第30条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。

- 2 通常理事会は、毎年度3月、6月に開催する。

- 3 臨時理事会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する
- (1) 第21条第3項による時
 - (2) 理事長が必要と認めた時
 - (3) 理事長以外の理事から、開催を必要とする書面をもって理事会の開催要求があった時
 - (4) 監事から理事会開催の請求があった時

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けた時又は理事長に事故がある時は、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事会において出席した理事の中から選出する。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした時(監事が当該提案について異議を述べた時を除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 資産及び会計

(資産の区分)

第35条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産の4種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

動 産

- (1) 現 金 100万円也

不動産・家屋

- (2) 福島県双葉郡富岡町大字大菅字蛇谷須79番地所在の東洋学園寄宿舎
木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 (床面積 415.64㎡)

- (3) 同地所在の東洋学園作業場軽量鉄骨スレート葺平家建
(床面積 72.90㎡)
- (4) 同地所在の東洋学園校舎鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
(床面積 408.10㎡)
- (5) 同地所在の東洋学園体育館鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
(床面積 270.72㎡)
- (6) 同地所在の東洋学園病室鉄筋コンクリート造一部鉄骨造陸屋根亜鉛メッキ鋼板葺平家建
(床面積 357.01㎡)
- (7) 同地所在の東洋学園機能訓練室鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
(床面積 318.45㎡)
- (8) 同地所在の東洋学園倉庫鉄骨鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺二階建
(床面積 64.80㎡ 二階 129.60㎡)
- (9) 福島県南相馬市原町区金沢字割田228番地所在の原町学園寄宿舎
コンクリートブロック造陸屋根二階建
(床面積 180.45㎡ 二階 146.89㎡)
- (10) 福島県南相馬市原町区青葉町三丁目89番地所在の原町学園作業所
軽量鉄骨造スレート葺平家建
(床面積 104.54㎡)
- (11) 福島県南相馬市原町区金沢字割田228番地所在の原町学園共同住宅
コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
(床面積 91.57㎡)
- (12) 福島県南相馬市原町区青葉町三丁目89番地所在の原町学園作業所
コンクリートブロック造陸屋根平家建
(床面積 54.74㎡)
- (13) 同所92番地所在の原町学園養護所鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
(床面積 698.22㎡)
- (14) 福島県双葉郡富岡町大字大菅字蛇谷須91番地所在の東洋育成園寄宿舎
鉄筋コンクリートブロック造二階建
(延床面積 192.32㎡)
- (15) 同所93番地の東洋育成園養護所鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根・亜鉛メッキ鋼板葺平家建
(床面積 2,457.00㎡)
- (16) 同地所在の東洋育成園機械室コンクリートブロック造スレート葺平家建

(床面積 8.83㎡)

- (17) 福島県南相馬市原町区金沢字割田228番地、227番地所在の原町共生授産園養護所
鉄筋コンクリート造スレート葺平家建

(床面積 1,607.52㎡)

- (18) 同地所在の原町共生授産園作業場木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

(床面積 34.79㎡)

- (19) 福島県南相馬市原町区青葉町三丁目92番地、92番地の7所在の共同住宅
木造鉄板葺平家建

(床面積 99.26㎡)

- (20) 福島県南相馬市原町区金沢字割田227番地所在の原町共生授産園車庫
鉄骨スレート葺平家建

(床面積 97.20㎡)

- (21) 福島県南相馬市原町区金沢字割田228, 227番地所在の原町共生授産園作業所
木造スレート葺平家建

(床面積 36.84㎡)

- (22) 同地所在の原町共生授産園倉庫木造スレート葺平家建

(床面積 49.68㎡)

- (23) 福島県南相馬市原町区金沢字割田227番地所在の原町共生授産園倉庫
コンクリートブロック造スレート葺平家建

(床面積 5.47㎡)

- (24) 福島県双葉郡富岡町大字大菅字蛇谷須120番地の1所在の東洋学園倉庫
木造スレート葺平家建

(床面積 69.56㎡)

- (25) 福島県南相馬市原町区金沢字割田228番地所在の原町学園アフター・ケア・センター
教習所

木造亜鉛メッキ鋼板葺二階建

(床面積 59.62㎡ 二階 34.78㎡)

- (26) 福島県南相馬市原町区金沢字割田227番地所在の原町共生授産園作業所
木造スレート葺平家建

(床面積 74.52㎡)

- (27) 福島県双葉郡富岡町大字大菅字蛇谷須79番地所在の東洋学園ポンプ室
鉄筋コンクリート造陸屋根平家建

(床面積 21.09㎡)

- (28) 福島県双葉郡富岡町大字大菅字蛇谷須93番地、91番地所在の東洋育成園倉庫

軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

(床面積 79.49㎡)

(29) 福島県双葉郡富岡町大字大菅字蛇谷須79番地所在の東洋学園管理棟

鉄筋コンクリート造瓦葺平家建

(床面積 446.18㎡)

(30) 福島県双葉郡富岡町大字大菅字蛇谷須79番地所在の東洋学園寮舎

鉄筋コンクリート造瓦葺平家建

(床面積 970.67㎡)

(31) 福島県双葉郡富岡町大字大菅字蛇谷須79番地所在の東洋学園食堂棟

鉄筋コンクリート造瓦葺平家建

(床面積 522.75㎡)

(32) 福島県双葉郡富岡町大字大菅字蛇谷須79番地所在の東洋学園寮舎

鉄筋コンクリート造瓦葺平家建

(床面積 648.77㎡)

(33) 福島県双葉郡富岡町大字大菅字蛇谷須79番地所在の東洋学園寮舎

鉄筋コンクリート造瓦葺平家建

(床面積 1,343.94㎡)

(34) 福島県双葉郡富岡町大字大菅字蛇谷須79番地所在の東洋学園ボイラー室

鉄筋コンクリート造陸屋根平家建

(床面積 44.00㎡)

(35) 福島県双葉郡富岡町大字大菅字蛇谷須79番地所在の東洋学園車庫

鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

(床面積 75.00㎡)

(36) 福島県双葉郡富岡町大字大菅字蛇谷須79番地、120番地1所在の東洋学園便所

木造スレート葺平家建

(床面積 9.66㎡)

(37) 福島県南相馬市原町区金沢字割田228, 227番地所在の原町共生授産園作業所

鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

(床面積 124.54㎡)

(38) 福島県双葉郡富岡町大字大菅字蛇谷須93番地、91番地所在の東洋育成園作業所

鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

(床面積 54.05㎡)

(39) 福島県双葉郡富岡町字夜ノ森南四丁目20番地所在のフレンドリーハウス新町

木造瓦葺二階建

- (延床面積 214.13㎡)
- (40) 福島県南相馬市原町区青葉町3丁目92番地5所在ののびっこらんど愛愛
木造合金メッキ鋼板葺平家建
(床面積 115.10㎡)
- (41) 福島県双葉郡大熊町大字熊字旭台93番地3所在のおおくま共生園作業場
鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
(床面積 291.60㎡)
- (42) 福島県双葉郡富岡町字夜の森南一丁目27番地29、27番地43所在のグループホーム
夜の森南木造セメント瓦葺2階建
(延床面積 204.24㎡)
- (43) 福島県双葉郡富岡町大字大菅字蛇谷須198番地1所在のグループホーム大菅
木造瓦葺2階建
(延床面積 150.27㎡)
- (44) 福島県双葉郡富岡町大字大菅字蛇谷須198番地3所在の作業所
鉄骨造スレート葺平家建
(延床面積 244.77㎡)
- (45) 福島県南相馬市原町区三島町二丁目165番地14所在の三島寮
鉄骨造鉄板葺2階建
(延床面積 301.16㎡)
- (46) 福島県南相馬市原町区東町二丁目29番地1所在の第一東寮
木造セメント瓦葺2階建
(延床面積 79.20㎡)
- (47) 福島県南相馬市原町区東町二丁目29番地2所在の第二東寮
木造鉄板葺2階建
(延床面積 89.67㎡)
- (48) 福島県田村市船引町船引字四斗蒔田69番地1のあぶくま更生園寄宿舎
木造合金メッキ鋼板葺平家建
(床面積 2,752.59㎡)
- (49) 福島県田村市船引町船引字四斗蒔田69番地1のあぶくま更生園機械室
鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板葺平家建
(床面積 93.84㎡)
- (50) 福島県田村市船引町船引字四斗蒔田69番地1のあぶくま更生園倉庫
鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板葺平家建
(床面積 11.92㎡)

- (51) 福島県田村市船引町北鹿又字沼ノ下121番地190、121番地189、121番地319の養護院
木造合金メッキ鋼板葺平家建
(床面積 744.46㎡)
- (52) 福島県田村市船引町北鹿又字沼ノ下150番地97ののびっこらんど美山児童福祉施設
鉄骨造合金メッキ鋼板葺平家建
(床面積 194.86㎡)
- (53) 福島県田村市船引町北鹿又字沼ノ下150番地97のおおくま共生園作業場
鉄骨造合金メッキ鋼板葺平家建
(床面積 704.02㎡)
- (54) 福島県田村市船引町北鹿又字沼ノ下150番地97の倉庫
軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
(床面積 175.34㎡)
- (55) 福島県相馬市赤木字松ヶ沢160番地4の原町学園療護所
鉄筋コンクリート造銅板葺2階建
(床面積 1階 1,539.87㎡ 2階 1,225.85㎡)

不動産・土地

- (1) 福島県双葉郡富岡町大字大菅字蛇谷須79番地
(学園用地 67,672㎡)
- (2) 同所91番地 (学園用地 4,198㎡)
- (3) 同所92番地 (学園用地 201㎡)
- (4) 同所93番地 (学園用地 16,663㎡)
- (5) 同所94番地 (学園用地 4,639㎡)
- (6) 同所95番地 (学園用地 2,124㎡)
- (7) 同所97番地 (学園用地 2,568㎡)
- (8) 同所111番地 (学園用地 4,627㎡)
- (9) 同所136番地の1 (学園用地 2,659㎡)
- (10) 同所155番地の1 (学園用地 24,772㎡)
- (11) 同所166番地の1 (学園用地 158㎡)
- (12) 同所167番地の1 (学園用地 8,384㎡)
- (13) 同所182番地の3 (学園用地 17,239㎡)
- (14) 同所322番地の2 (公衆用道路 3,166㎡)
- (15) 福島県双葉郡大熊町大字熊字錦台557番地 (田 1,219㎡)

- (16) 同所559番地 (田 962㎡)
- (17) 同所560番地 (田 1,951㎡)
- (18) 福島県双葉郡大熊町大字熊字錦台561番地 (田 1,428㎡)
- (19) 福島県双葉郡富岡町字夜ノ森南四丁目20番地1 (学園用地 550.80㎡)
- (20) 福島県双葉郡富岡町字夜ノ森南一丁目27番地29 (学園用地 101.15㎡)
- (21) 福島県双葉郡富岡町字夜ノ森南一丁目27番地43 (学園用地 233.00㎡)
- (22) 福島県双葉郡富岡町大字大菅字蛇谷須198番地1、3、8 (学園用地 1,214.98㎡)
- (23) 福島県南相馬市原町区三島町二丁目165番地14 (学園用地 511.50㎡)
- (24) 福島県南相馬市原町区東町二丁目29番地1、2 (学園用地 476.00㎡)
- (25) 福島県田村市船引町北鹿又字沼ノ下150番地97 (宅地 6,966.61㎡)
- (26) 福島県相馬市赤木字松ヶ沢159番地1 (山林 3,129.00㎡)
- (27) 福島県相馬市赤木字新堤131番地 (山林 579.00㎡)
- (28) 福島県相馬市赤木字新堤130番地2 (山林 461.00㎡)
- (29) 福島県相馬市赤木字新堤132番地3 (山林 2,404.00㎡)
- (30) 福島県相馬市赤木字松ヶ沢160番地1 (山林 8,013.00㎡)
- (31) 福島県相馬市赤木字松ヶ沢160番地2 (山林 4,541.00㎡)
- (32) 福島県相馬市赤木字松ヶ沢160番地3 (山林 4,572.00㎡)
- (33) 福島県相馬市赤木字松ヶ沢160番地4 (山林 11,289.00㎡)
- (34) 福島県田村市船引町船引字四斗蒔田69番地1 (宅地 9,524.10㎡)

- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産及び収益事業用財産は、第43条に掲げる公益を目的とする事業及び第44条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第36条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、福島県知事の承認を得なければならない。

ただし、次の各号に掲げる場合には、福島県知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第37条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所が震災による避難により現在使用できないため、第4条第2項に定める仮の事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を第4条第2項に定める仮の事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を第4条第2項に定める仮の事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第40条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第41条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第42条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

第 7 章 公益を目的とする事業

(種別)

第43条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 障害者就業・生活支援センターの受託運営

2 前項の事業に関して重要な事項については、理事総数(現在数)の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

3 事業の運営に関する事項については、理事総数(現在数)の3分の2以上の同意を得なければならない。

第 8 章 収益を目的とする事業

(種別)

第44条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

(1) 不動産貸付業

2 前項の事業に関して重要な事項については、理事総数(現在数)の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

3 事業の運営に関する事項については、理事総数(現在数)の3分の2以上の同意を得なければならない。

(収益の処分)

第45条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業(社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第13条及び平成14年厚生労働省告示第283号に

掲げるものに限る。)に充てるものとする。

第 9 章 解散及び合併

(解散)

第46条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第47条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

(保有する株式に係る議決権の行使)

第48条 この法人が保有する株式(出資)について、その株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の承認を要する。

(合併)

第49条 合併をしようとするときは、理事会において3分の2以上の同意を得たのち、評議員総数の3分の2以上の決議を得て、福島県知事の認可を受けなければならない。

第 10 章 定款の変更

(定款の変更)

第50条 この定款を変更しようとするときは、理事会において3分の2以上の同意を得たうえで、評議員会の決議を得て、福島県知事の認可(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に関わるものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に関わる定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を福島県知事に届け出なければならない。

第 11 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、社会福祉法人福島県福祉事業協会の掲示場に掲示するとともに、官報、

新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第52条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なく、この定款に基づき役員を選任を行うものとする。

理事長	門馬直記
理事	須藤仁郎
理事	林平蔵
理事	佐々木莊治
理事	鈴木博
理事	秀瀬日吉
理事	佐藤了寿
理事	百井一郎
理事	太田緑子
理事	佐藤喜代平
理事	山田次郎
監事	菅野栄吾
監事	会田義男
監事	佐藤巖

この定款は、福島県知事認可のあった日(昭和39年5月22日)から施行する。

附 則

この定款の変更は、福島県知事認可のあった日(昭和46年2月5日)から施行する。

附 則

この定款の変更は、福島県知事認可のあった日(昭和50年5月1日)から施行する。

附 則

この定款の変更は、福島県知事認可のあった日(昭和57年11月16日)から施行する。

附 則

この定款の変更は、福島県知事認可のあった日(昭和63年3月28日)から施行する。

附 則

この定款の変更は、福島県知事認可のあった日(平成2年11月19日)から施行する。

附 則

この定款の変更は、福島県知事認可のあった日(平成4年2月22日)から施行する。

附 則

この定款の変更は、福島県知事認可のあった日(平成8年2月9日)から施行する。

附 則

この定款の変更は、福島県知事認可のあった日(平成8年6月19日)から施行する。

附 則

この定款の変更は、福島県知事認可のあった日(平成10年3月4日)から施行する。

附 則

この定款の変更は、福島県知事認可のあった日(平成11年4月21日)から施行する。

附 則

この定款の変更は、福島県知事認可のあった日(平成13年5月23日)から施行する。

附 則

この定款の変更は、福島県知事認可のあった日(平成13年9月26日)から施行する。

附 則

この定款の変更は、福島県知事認可のあった日(平成14年6月4日)から施行する。

附 則

この定款の変更は、福島県知事認可のあった日(平成15年2月10日)から施行する。

附 則

この定款の変更は、福島県知事認可のあった日(平成15年5月21日)から施行する。

附 則

この定款の変更は、福島県知事認可のあった日(平成16年2月17日)から施行する。

附 則

この定款の変更は、福島県知事認可のあった日(平成16年3月8日)から施行する。

附 則

この定款の変更は、福島県知事認可のあった日(平成17年7月19日)から施行する。

附 則

この定款の変更は、福島県知事認可のあった日(平成17年9月6日)から施行する。

附 則

この定款の変更は、福島県知事認可のあった日(平成18年2月20日)から施行する。

附 則

この定款の変更は、福島県知事認可のあった日(平成18年5月1日)から施行する。

附 則

この定款の変更は、福島県知事認可のあった日(平成18年6月22日)から施行する。

附 則

この定款の変更は、福島県知事認可のあった日(平成18年10月27日)から施行する。

附 則

この定款の変更は、福島県知事認可のあった日(平成19年2月13日)から施行する。

附 則

この定款の変更は、福島県知事認可のあった日(平成19年7月4日)から施行する。

附 則

この定款の変更は、福島県知事認可のあった日(平成19年11月26日)から施行する。

附 則

この定款の変更は、福島県知事認可のあった日(平成19年11月26日)から施行する。

附 則

この定款の変更は、福島県知事認可のあった日(平成20年5月15日)から施行する。

附 則

この定款の変更は、福島県知事認可のあった日(平成22年8月18日)から施行する。

附 則

この定款の変更は、福島県知事認可のあった日(平成24年5月22日)から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この定款の変更は、福島県知事認可のあった日(令和2年3月26日)から施行する。